

保護者 様

学校感染症による出席停止と「連絡票(り患証明)」について

熊本県立小川工業高等学校

学校において予防すべき感染症にかかった場合、学校保健安全法によって出席停止の措置をとることになります。十分に休養して早く病気を治すためと、他の人への感染を防ぐための措置です。停止期間は欠席扱いになりません。

下記のような学校感染症の疑いのある場合は必ず受診し、医師の診断を受けて学校を休む場合は、必ず学校へ連絡をお願いします。

治るまで主治医の指示に従って、家庭で安静にしてください。再登校時には出席停止期間が明記された医師によるり患証明が必要です。病院で発行される診断書が原則になりますが、御厚意により別紙の学校の連絡票に記入していただける場合は、受診先に記入をお願いしてください。(連絡票も基本的には有料です。自己負担となりますのでご了承ください)

出席停止の対象となる学校感染症および出席停止期間の基準

	対象疾患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症後5日かつ解熱後(平熱になって)2日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまでまたは、5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	発疹にともなう発熱が解熱後3日経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫れが出てから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消退後2日経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症：感染性胃腸炎・溶連菌感染症・ウイルス性肝炎・マイコプラズマ感染症・ヘルペス・ヘルパンギーナなど(感染拡大の予防が必要と考えられる場合は出席停止となります。本人の安静のため休むように言われても出席停止にはなりません。)

主治医様

熊本県立小川工業高等学校

科 年 氏 名

学校保健安全法施行規則により、出席停止扱いを受けたいので、該当疾患である場合は、証明をお願いいたします。

熊本県立小川工業高等学校長 宛

連絡票

下記のとおり、ご連絡します。

記

病 名

出席停止の要・不要
不要

要 (停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
※見込み含

学校生活上の生活・運動制限、規制および注意事項

以上

令和 年 月 日

病院名

医師名 印